

福岡市一時預かり事業実施施設開設準備経費補助金交付要綱

(通則)

第1条 福岡市一時預かり事業実施施設開設準備経費補助金の交付については、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号。以下「市規則」という。）の規定によるほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、福岡市一時預かり事業（一般型）を新規開始するために必要な設備改修等を行う一時預かり事業実施予定の事業者に対し、開設準備経費を補助し開設を促進することで、安心して子育てできる環境を整備し、もって児童虐待の防止及び児童の福祉向上を図ることを目的とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金を交付する事業（以下「補助対象事業」という。）は、福岡市一時預かり事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づく事業を新規開始するための施設開設準備事業とする。ただし、公募により新たに福岡市一時預かり事業（一般型）事業者として選定された年度内に完了するもののみを対象とし、事業実施施設1か所につき1回限りとする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する改修等の経費のうち、次の各号に定めるものとする。

- (1) 建物の改修に必要な工事請負費及び初度備品購入費（配送費及び設置費を含む）。ただし、一時預かり事業実施施設の新規開設にあたり必要とされるものとし、建物を構成する構造体に関わる改修工事は除く。
- (2) 新たに契約した賃貸物件を活用して一時預かり事業実施施設の新規開設を行う場合に必要な礼金及び開設前月分の賃借料。ただし、賃貸借契約解除時に返金されるものは除く。なお、他事業との共用の際は、使用割合等により補助対象経費を按分することとする。

(補助対象事業者)

第5条 福岡市一時預かり事業実施施設開設準備経費補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 実施要綱第18条により福岡市一時預かり事業（一般型）に関する届出を行っていること。
- (2) 本市の市税を滞納していないこと。

(補助金額)

第6条 補助金額は、予算の範囲内において、別表1に定める補助基準額と補助対象経費の実支出額から経費に係る寄付金その他の収入額を控除した額を比較して少ない方の額とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、市長に対しその定める期日までに、福岡市一時預かり事業実施施設開設準備経費補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添付して提出し、申請しなければならない。

(交付決定)

第8条 市長は、補助金の交付申請があったときは、市規則第5条の規定に基づき交付の決定を行い、補助対象事業者に対し福岡市一時預かり事業実施施設開設準備経費補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(補助金の交付時期)

第9条 補助対象事業者に交付する補助金は、確定した額を補助対象事業の終了後に交付するものとする。

(実績報告)

第10条 交付決定を受けた補助対象事業者は、補助対象事業が完了したときは、市長に対しその定める期日までに、福岡市一時預かり事業実施施設開設準備経費補助金実績報告書（様式第3号）に関係書類を添付して提出し、報告しなければならない。

(補助金額の確定)

第11条 市長は、補助対象事業の完了の報告を受けた場合は、補助金の交付の決定の内容を確認し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、福岡市一時預かり事業実施施設開設準備経費補助金確定通知書（様式第4号）により補助対象事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第12条 市長は、補助金の交付を受けた補助対象事業者が、必要な手続きや書類の提出を行わない場合、若しくは本市の指導に従わない場合には、交付済みの補助金の全部又は一部について、返還を命じることができる。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第13条 補助対象事業者は、補助対象事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに、福岡市一時預かり事業実施施設開設準備経費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第5号）に必要な書類を添付し、市長へ提出しなければならない。

なお、補助対象事業者が全国的に事業を展開する組織の支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告に基づき報告を行うこととする。また、市長に報告を行った後、当該仕入控除税額を市に納付することとする。

(関係書類の整備)

- 第 14 条 補助金の交付を受けた補助対象事業者は、補助対象事業に係る収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、補助対象事業完了後 5 年間保管しておかなければならない。
- 2 市長は、補助金の交付目的の達成状況を調査する必要があると認める時は、補助金の交付を受けた補助対象事業者に対して必要な報告をさせ、又は事業に係る帳簿書類その他を検査させ、若しくは、関係者に質問させることができる。

(暴力団の排除)

- 第 15 条 市長は、福岡市暴力団排除条例（平成 22 年福岡市条例第 30 号。以下「暴排条例」という。）第 6 条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。
- 2 市長は、補助対象事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。
- (1) 暴排条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員
 - (2) 法人でその役員のうちに前号に該当する者のあるもの
 - (3) 暴排条例第 6 条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- 3 市長は、補助対象事業者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、当該申請者（法人であるときは、その役員）の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報提出を求めることができる。

(細則)

- 第 16 条 この要綱に定めのあるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項はこども未来局長が定める。

附則

(施行期日)

この要綱は令和 8 年 7 月 1 日から施行する。

(期間)

この要綱は、令和 11 年 3 月 31 日をもって廃止する。
なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するもの。

別表 1 補助基準額

補助対象経費区分	補助基準額
改修費等	4, 000, 000 円
礼金及び賃借料	600, 000 円